

美深町通学路交通安全・防犯プログラム

～通学路の安全確保に関する取組～

平成31年3月

美深町教育委員会

1 趣旨

全国で相次ぐ通学路の交通事故等を受け、教育関係者・道路管理者・交通安全機関等が町内の通学路の危険箇所を把握するとともに、必要な対策を協議し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ることとします。

2 組織

関係機関による協議の場として、「美深町通学路安全推進会議」を組織する。

(1) 教育関係機関

- ① 美深町教育委員会
- ② 美深町立小中学校

(2) 道路管理者

- ① 美深町建設水道課
- ② 旭川開発建設部士別道路事業所美深分庁舎
- ③ 旭川建設管理部美深出張所

(3) 交通安全機関

- ① 美深町住民生活課
- ② 美深警察署

3 協議事項

(1) 基本的な考え方

児童生徒の通学路の安全を確保するため、通学路の情報共有や点検を通して、危険箇所を把握するとともに、必要な改善や対策を行う。

(2) 具体的な行動

町内の各小中学校から報告された危険箇所の情報や、積雪後の状況で生じた危険箇所を関係機関が現地調査で把握し、その情報を関係機関で共有する。

(3) 対策の検討

具体的な行動の情報により対策が必要と思われる箇所については、対策に関係すると思われる機関が集まり協議を行い、実施に向けた改善方法や予算措置等を検討する。

(4) 対策の実施

対策の検討による協議の結果に基づき、危険度合いを勘案し順次対策を実施する。また、早急な改善が必要な場合は、その都度関係者で協議を行う。

(5) 対策の効果

対策の実施による改善箇所について、各学校への聞き取りや現地の状況を確認するなど対策の効果が表れているか把握し、改善が必要な場合は改めて対策を検討する。

4 通学路情報の公表

通学路の危険箇所や改善を行った箇所など、対策の検討結果や対策実施内容について、必要な資料や図面を作成し公表する。